

議案第 17 号

亀山市運動施設等条例の一部改正について

亀山市運動施設等条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市運動施設等条例の一部を改正する条例

亀山市運動施設等条例（平成17年亀山市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>別表第5（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">東野公園体育館施設利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[備考以外の部分 略]</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[1～6 略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき2,860円を当該利用料金に加算した額とする。</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>8</u> [略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>9</u> [略]</td> </tr> </table>	[備考以外の部分 略]	備考	[1～6 略]	<u>7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき2,860円を当該利用料金に加算した額とする。</u>	<u>8</u> [略]	<u>9</u> [略]	<p>別表第5（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">東野公園体育館施設利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[備考以外の部分 略]</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[1～6 略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">[備考7を加える。]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>7</u> [略]</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;"><u>8</u> [略]</td> </tr> </table>	[備考以外の部分 略]	備考	[1～6 略]	[備考7を加える。]	<u>7</u> [略]	<u>8</u> [略]
[備考以外の部分 略]													
備考													
[1～6 略]													
<u>7 競技場において空調設備を利用したときは、1時間につき2,860円を当該利用料金に加算した額とする。</u>													
<u>8</u> [略]													
<u>9</u> [略]													
[備考以外の部分 略]													
備考													
[1～6 略]													
[備考7を加える。]													
<u>7</u> [略]													
<u>8</u> [略]													
備考 表中の [ ] の記載は注記である。													

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。